

平成28年度 長期優良住宅化リフォーム推進事業 評価基準型・事前申請タイプ

評価基準の変更概要

H28.4.28

長期優良住宅(増改築)認定基準が制定されたことを踏まえて以下の内容を変更しております。

1. 劣化対策 1-3.鉄筋コンクリート造

S, A基準	・認定基準が作成され、劣化事象の評価方法が整理されたことに伴い、※6 劣化事象の評価方法を修正
--------	---

2. 耐震性 2-1.木造 S基準

S基準	<ul style="list-style-type: none">・耐震等級(倒壊等防止)等級2以上の規定(1)を削除・新耐震基準適合としていた基準(3)を、耐震等級(倒壊等防止)等級1以上に変更・耐震診断に関する基準は、(3)耐震等級(倒壊等防止)等級1以上に含まれることから削除・備考欄で耐震等級(倒壊等防止)等級1について解説を追加
-----	---

3. 省エネルギー対策

S, A基準	認定基準が作成されたことに伴い、増築、改築を行わない部分の評価基準への適合性の確認方法が整備されたため、省エネルギー対策におかれていた「リフォームを行わない部分の断熱仕様について」を削除
--------	---

●既築部分(増改築を実施しない部分をいう)の仕様について

S, A基準	<p>認定基準が作成されたことに伴い、増築、改築を行わない部分の断熱仕様について、確認方法が整備されたため、新築時などに第三者の設計・現場検査を受けたかどうかにより以下の三つの図書に場合分けして評価基準への適合を確認する現場調査の範囲について整理</p> <ul style="list-style-type: none">・新築時などに第三者の設計検査及び現場検査を受けている図書がある場合・新築時などに第三者の設計検査を受けている図書がある場合・上記図書がない場合
--------	--